

1 議事日程

- 日程番号1 会議録署名議員の指名
日程番号2 会期の決定
日程番号3 諸般の報告
日程番号4 行政報告
日程番号5 教育行政報告
日程番号6 今期議会議案提案理由総括説明
日程番号7 議案第3号 士幌町第7期町づくり総合計画の策定について
(士幌町第7期町づくり総合計画審査特別委員会審査報告)
日程番号8 議案第1号 令和7年度士幌町一般会計補正予算（第14号）
日程番号9 議案第2号 令和7年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程番号10 議案第3号 令和7年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
日程番号11 議案第4号 令和7年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）
日程番号12 議案第5号 令和7年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
日程番号13 議案第6号 令和8年度士幌町一般会計予算
日程番号14 議案第7号 令和8年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算
日程番号15 議案第8号 令和8年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程番号16 議案第9号 令和8年度士幌町介護保険事業特別会計予算
日程番号17 議案第10号 令和8年度士幌町介護サービス事業特別会計予算
日程番号18 議案第11号 令和8年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算
日程番号19 議案第12号 令和8年度士幌町簡易水道事業会計予算
日程番号20 議案第13号 令和8年度士幌町下水道事業会計予算

2 出席議員（12名）

- 1番 中村 貢 2番 森本 真隆 3番 山中 明裕 5番 矢坂 賢哉
6番 牧野 圭司 7番 大西 米明 8番 西山 伸宏 9番 伊藤 健蔵
10番 成田 哲也 11番 曾我 弘美 12番 秋間 紘一 13番 河口 和吉

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

- | | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 町長 | 高木 康弘 | 教育長 | 土屋 仁志 |
| 代表監査委員 | 寺田 和也 | 農業委員会会長 | 森本 耕二 |

5 土幌町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務課長	西野 孝典
地域戦略課長	小野寺 務	会計管理者	三野宮智恵子
町民課長	角田 淳二	保健福祉課長	佐藤 慶岩
産業振興課長	吉川 和美	建設課長	上山 英樹
建設課道路維持担当課長	若原 裕	病院事務長	増田 達也
特老施設長	福田 剛大	幼児教育課長	郷原 敏宏
消防課長	仙石 讓		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	下坂 吉彦	教育課長	川岸 滋一
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	杉山みちる

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	加藤 吉宏
------	-------

8 職務のため出席した者

事務局長	藤内 和三	係長	戸水 祐也
------	-------	----	-------

9 議事録

会 議 の 経 過

(開会 午前10時00分)

○河口議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、令和8年第1回土幌町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、西山伸宏議員及び9番、伊藤健蔵議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月6日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から2月19日までの8日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から2月19日までの8日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付のとおりです。

次に、監査委員からの提出のあった例月出納検査報告書は、お手元に配付のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告及び日程第5、教育行政報告を行います。

行政報告及び教育行政報告については、お手元に配付のとおりです。

なお、行政報告及び教育行政報告に関連して一般質問を追加される方は、本日午後4時まで
までに通告書を提出されるようお願いいたします。

これで行政報告及び教育行政報告を終わります。

日程第6、本定例会に提出された議案について理事者から提案理由の総括説明を求めま
す。副町長、登壇願います。

○亀野副町長

それでは、今期定例議会に提案をしております議案の総括説明をさせていただきます。

議案につきましては、令和7年度補正予算5件、3月8日に町長選挙がありますので、
政策予算を除く経常経費を計上した骨格予算となる令和8年度当初予算が一般会計から下
水道事業会計までの8件、人事案件3件と新規条例の制定及び条例の一部改正が6件で、
合計22件の議案を提出させていただきます。

議案第1号から議案第5号までは、令和7年度一般会計ほか3特別会計及び1事業会計
の補正予算であります。議案第6号から第13号までは、令和8年度の一般会計、4特別会
計及び3事業会計の予算についてであります。議案第14号は、公平委員会委員の選任、議
案第15号は固定資産評価審査委員会委員の選任、議案第16号は人権擁護委員の推薦につ
いてであります。議案第17号は、地方公務員法の規定に基づき条件付採用期間中の職員の分
限に関する条例を新たに定めるものでございます。議案第18号は、働き方改革の一環とし
て育児休業等の取得環境整備に取り組むため、土幌町職員定数条例の一部を改めようとす
るものでございます。議案第19号は、国家公務員等の旅費に関する法律が令和7年4月1
日から改正されたことを受け、土幌町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例について所
要の改正をしようとするものでございます。議案第20号は、土幌町学校部活動地域展開準
備会設置条例の一部改正で、国におけるスポーツ庁の提言等を踏まえ、準備会の設置期間
を改めるものであります。議案第21号 土幌町こども発達相談センター設置条例の一部を
改正する条例案及び議案第22号 土幌町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する
条例案は、移転新築等に伴い位置及び規模の変更を行うため本条例を改めようとするもの
でございます。

以上、本日ご提案をいたしました議案についてご説明申し上げましたが、議案提案の都
度詳細をご説明いたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げ、総
括説明といたします。

○河口議長

日程第7、議案第3号「土幌町第7期町づくり総合計画の策定について」を議題としま
す。

本案は、昨年の第4回定例会において土幌町第7期町づくり総合計画審査特別委員会に
付託され、その審査報告書が提出されていますので、委員長からの報告を求めます。土幌

町第7期町づくり総合計画審査特別委員長、登壇願います。

○中村委員長

士幌町第7期町づくり総合計画審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

令和8年2月12日、士幌町議会議長、河口和吉様。

士幌町第7期町づくり総合計画審査特別委員会委員長、中村貢。

士幌町第7期町づくり総合計画審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、審査事件、議案第3号 士幌町第7期町づくり総合計画の策定について。

2、審査年月日、令和8年1月22日。

3、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定。

なお、議長を除く全議員をもって構成する特別委員会でありますので、審査の詳細な報告は省略いたします。

以上、士幌町第7期町づくり総合計画審査特別委員会に付託されました審査の結果を申し上げます。

○河口議長

ただいま報告の事件については、士幌町第7期町づくり総合計画審査特別委員において十分に審議が尽くされておりますので、質疑を省略し、討論及び採決を行いたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

これから討論を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。

本案に対する報告は原案のとおり可決です。

報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第1号「令和7年度士幌町一般会計補正予算（第14号）」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○西野課長

総務課長、西野よりご説明申し上げます。

議案第1号 令和7年度士幌町一般会計補正予算（第14号）ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,981万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ141億3,431万円に改めようとするものです。

繰越明許費の補正は第2表、繰越明許費補正によるものとし、地方債の補正は第3表、地方債補正によるものといたします。

それでは、歳出からご説明いたしますので、16ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費では、特定財源におきまして庁舎、コミセンエアコン設置事業などに係る町債の額確定に伴う財源補正で、次の4目町有林管理費では特定財源におきまして森林環境譲与税や基金の利子収入、繰入金を記載のとおり追加、または減額する財源調整でございます。

次に、6目企画費では、7節報償費から12節委託料まで、ふるさと納税に係る費用につきまして本年度の寄附額の実績等を踏まえ、所要の経費合わせて4,000万円を追加するもので、特定財源におきましては指定寄附金を同額充当するほか、地上デジタル放送機器設備更新事業に係る町債の額確定に伴う辺地対策事業債の財源補正でございます。

次に、7目環境対策費では、特定財源において本年度いただいた企業版ふるさと納税をゼロカーボンシティ達成に向けた再エネ導入促進事業に充てるため、指定寄附金820万円を追加し、愛のまち建設基金繰入金を同額減額する財源補正で、次の10目地域生活交通確保対策事業費では、実績見込みにより18節負担金補助及び交付金に地域生活交通路線維持費補助金175万5,000円を追加し、特定財源として基金繰入金を同額充当するものでございます。

次に、17ページに移りまして、12目諸費では特定財源におきまして本年度の防災備蓄品などの整備に係る道の補助額が確定したため、地域づくり総合交付金160万円を追加するほか、マンホールトイレ新設事業などに係る町債の額確定に伴う財源補正でございます。

次に、14目愛のまち建設基金費では、指定寄附金を基金に積み立てるものですが、本年1月分の指定寄附のほか、本年度のふるさと納税の寄附実績等を踏まえ、24節積立金に4,300万円を追加し、特定財源として指定寄附金を同額充当、次の15目飯島賞贈呈基金費では今年度の表彰該当者がなかったため、7節報償費で5万円減額、24節積立金に基金積立金5,000円を追加し、特定財源につきましては基金繰入金を記載のとおり減額するものでございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費では、戸籍関連のシステム改修費用として12節委託料に振り仮名職権記載改修委託料124万9,000円、戸籍附票システム改修業務委託料184万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、3款1項1目社会福祉総務費では、実績見込みにより19節扶助費にひとり親家庭等医療費50万円を追加し、特定財源におきましては冬期暖房費助成事業に係る道からの補助額が確定したため地域づくり総合交付金を追加する財源補正で、次の2目国民年金費では国民年金事務関連のシステム改修費用として、12節委託料に国民年金システム改修委託料42万9,000円を追加するものでございます。

次に、18ページをお開き願います。3目障がい者福祉費では、給付費などの不足見込みにより19節扶助費に自立支援介護・訓練等給付費1,300万円、障害者医療診察報償費扶助金400万円、地域生活支援事業給付費400万円をそれぞれ追加し、特定財源につきましては障

がい者の通所施設交通費及び訓練費助成に係る道からの補助額が確定したため、地域づくり総合交付金を追加する財源補正で、次の5目高齢者福祉施設費では特別養護老人ホームの屋上空調室の設備機器の故障など施設内修繕の追加に伴い、27節繰出金に介護サービス事業繰出金189万1,000円を追加するものでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費では、公定価格の変動及び新入園児増加に伴い、12節委託料に中土幌保育園運営費委託料800万円を追加し、特定財源として国及び道の運営費負担金を財源補正も合わせまして848万7,000円を追加するものでございます。

次に、8目子ども発達相談センター費では、特定財源において子ども発達相談センター整備事業に係る道からの補助額が確定したため、地域づくり総合交付金を1,090万円追加し、愛のまち建設基金繰入金を同額減額する財源補正でございます。

次に、19ページに移りまして、4款1項4目病院費では、18節負担金補助及び交付金の企業債利子に対する負担金及び不採算地区病院の運営に要する負担金を合わせて1億2,000万円追加するほか、医療機器等の整備に係る繰り出し分の調整として、23節投資及び出資金の病院事業会計医療機器整備事業出資金33万1,000円を減額するものでございます。

次に、2項1目ごみ処理費では、特定財源におきまして新中間処理施設整備事業に係る町債の額確定に伴う財源補正でございます。

次に、6款1項1目農業委員会費では、農業委員の実績に応じた交付金の額確定に伴い、1節報酬に農業委員会委員報酬73万2,000円を追加し、特定財源として農業委員会交付金を財源補正を含めて88万6,000円追加するものでございます。

次に、3目農業振興費では、農業災害対策基金の利子収入の確定に伴い、24節積立金で基金積立金11万5,000円を追加し、特定財源として基金利子収入を同額充当するものでございます。

次に、20ページをお開き願います。4目農業振興基金運用事業費では、事業実績に伴い8節旅費及び18節負担金補助及び交付金の各助成金などを記載のとおり追加、または減額するほか、基金利子収入の確定分やいただいた寄附金分を含め、24節積立金に特別分、一般分を合わせて4,130万9,000円を追加し、特定財源として基金の利子収入や指定寄附金、繰入金などの増減を合わせまして3,910万4,000円を追加、次の5目農業振興人材育成基金運用事業費では、事業実績に伴い18節負担金補助及び交付金の各助成金を記載のとおり減額、または追加するほか、基金利子収入の確定等により24節積立金で基金積立金85万9,000円を追加し、特定財源として基金利子収入28万9,000円を追加、次の6目畜産業費では、事業実績に伴い1節報酬及び8節旅費を記載のとおり減額し、24節積立金で基金積立金4,000円を追加するものでございます。

次に、7目土地改良事業費では、事業実績の精査により10節需用費から21ページの21節補償補填及び賠償金まで合わせまして5,181万5,000円を減額し、特定財源では道営土地改良事業受益者分担金を3,000万円減額し、町債を増減合わせまして5,240万円追加するものでございます。

次に、21ページの8目農地利用集積円滑化事業基金運用事業費では、事業実績に伴い18節負担金補助及び交付金の円滑化事業助成金16万3,000円、24節積立金の基金積立金561万9,000円をそれぞれ減額し、特定財源として基金の利子収入や雑入金を合わせまして578万2,000円減額するものでございます。

次に、2項1目林業振興費では、有害鳥獣対策の推進にかかり緊急銃猟の実施体制整備に要する費用として、10節需用費の消耗品費から17節備品購入費まで合わせて73万円を追加するほか、18節負担金補助及び交付金で事業実績により輝く未来につなぐ森林整備事業補助金104万5,000円、電気柵の導入や箱わな監視用カメラの配備に要する有害鳥獣駆除用品導入事業補助金60万円を追加するほか、本年度の森林環境譲与税の事業費への充当調整により24節積立金で基金積立金991万8,000円を減額し、特定財源におきましてはエゾシカ緊急対策事業に係る道からの補助額が確定したため地域づくり総合交付金を追加する財源補正のほか、森林環境譲与税や基金の利子収入、繰入金を財源調整のため記載のとおり減額するものでございます。

次に、22ページをお開き願います。2目林道費では、事業実績の精査により18節負担金補助及び交付金の道営林道事業負担金200万円を減額し、特定財源では辺地対策事業債を記載のとおり減額するものでございます。

次に、7款1項1目商工振興費では、空き家等の解体や新規創業支援など各種申請の増に伴う費用として、18節負担金補助及び交付金に商工業活性化推進事業助成金350万円、住宅リフォーム費用助成事業補助金100万円をそれぞれ追加、次の2目観光振興費では特定財源におきましてプラザ緑風の太陽光発電設備の整備に対する道の新エネルギー設備導入支援事業補助金5,000万円を追加し、辺地対策事業債を減額する財源補正でございます。

次に、8款2項2目道路橋梁維持費では、除雪車両などの修繕費用として10節需用費の修繕料に100万円を追加するものでございます。

次に、23ページに移りまして、3目道路橋梁新設改良費では、事業実績の精査により12節委託料から21節補償補填及び賠償金まで合わせまして7,780万円を減額し、特定財源として社会資本整備総合交付金など国庫補助金2件合わせて6,000万円、町債3件合わせて2,640万円を減額するものでございます。

次に、5項2目住宅建設費では、公営住宅建設事業に係る事業費確定に伴い、14節工事請負費で公営住宅建設工事800万円を減額し、特定財源として国の交付金1,303万9,000円を減額するものでございます。

次に、9款1項1目消防費では、特定財源におきまして高機能消防指令システム消防救急デジタル無線機器更新事業に係る町債の額確定に伴う財源補正でございます。

次に、24ページをお開き願います。10款2項1目小学校費の学校管理費では、中士幌小学校高圧受変電設備機器更新事業に係る町債の額確定に伴う財源補正、次の3項1目中学校費の学校管理費も同様に中央中学校高圧受変電設備機器更新事業に係る町債の額確定に伴う財源補正で、次の4項1目高等学校費の学校管理費では士幌高校校舎屋根改修事業に係る町債の額確定に伴う財源補正でございます。

次に、25ページに移りまして、11款1項2目公債費の利子では、町債償還に係る利子分に不足が生じたため、22節償還金利子及び割引料に長期債償還金利子670万円を追加、次の14款1項1目道路橋梁災害復旧費では特定財源におきまして昨年9月20日から21日にかけて発生しました大雨被害に係る町債の額確定に伴い、単独災害復旧事業債1,820万円を追加する財源補正でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、12ページをお開き願います。歳入につきましては、ただいまご説明いたしました歳出の各事業等に充てる特定財源として、記載のと

おり国庫支出金や道支出金、寄附金、繰入金など12ページから15ページにかけましてそれぞれ計上し、それ以外の一般財源といたしましては、12ページ上段の10款1項1目地方交付税の普通交付税に1億809万5,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

次に、6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正ですが、国の補正予算を活用した物価高騰対策に係る事業を含め、年度内に完了することが困難な事業について追加するもので、記載の9事業を合わせまして2億9,881万2,000円を翌年度へ繰り越し、事業を実施するため繰越明許費の追加設定をするものでございます。

次に、7ページを御覧願います。第3表、地方債補正は、土地改良事業に係る公共事業等債や昨年9月の大雨被害に係る災害復旧事業債を新たに追加するほか、次の8ページから9ページにかけまして道路事業や土地改良事業のほか、各種施設整備などに係る緊急防災・減災事業債、公共施設等適正管理推進事業債など各事業費の確定に基づき、それぞれ補正後の欄に記載のとおり限度額を変更するものや廃止するものでございます。

なお、26ページには特別職の給与費明細書を掲載、最終ページの27ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第2号「令和7年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○角田課長

町民課長、角田より議案第2号 令和7年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ637万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,396万9,000円に改めようとするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。7款2項1目

直営診療施設勘定繰出金、27節繰出金は、救急患者受入れ態勢支援事業として500万円、施設整備分として137万5,000円、合わせて637万5,000円を病院会計に繰り出すために追加するもので、特定財源として道特別調整交付金等を同額見込むものであります。

歳入につきましては、特定財源で説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第3号「令和7年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○佐藤課長

保健福祉課長、佐藤から議案第3号 令和7年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,041万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,633万5,000円に改めようとするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、前年度繰越金の精算などによる余剰金2,033万4,000円を追加するもので、特定財源としまして前年度繰越金を同額充当するものでございます。

5款1項2目償還金では、22節償還金利子及び割引料に令和4年度地域支援事業交付金の所要額が再確定いたしましたので、国庫負担金返還金2万6,000円ほか記載のとおり合わせて7万7,000円計上、特定財源としまして前年度繰越金を同額充当するものでございます。

歳入につきましては、特定財源で説明しておりますので、省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第4号「令和7年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算(第6号)」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。

○福田施設長

特別養護老人ホーム施設長、福田より議案第4号 令和7年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算(第6号)についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ189万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ7億192万2,000円に改めようとするものでございます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目施設介護サービス事業費では、建物内の湿度調整を行う外調機加湿ユニットが故障したため交換するもののほかトイレの修繕に伴うものなどで、10節、修繕料に189万1,000円を追加するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、4ページを御覧願います。3款1項1目一般会計繰入金に同額の189万1,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図るものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第5号「令和7年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。国民健康保険病院事務長。

○増田事務長

国保病院事務長、増田より令和7年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

議案1ページ、第2条、業務の予定量では、予算で定めた(4)、主要な建設改良事業の有形固定資産購入費2,491万2,000円を2,562万7,000円に改めるものです。

第3条、収益的収入の予定額では、1款病院事業収益9億3,695万円を10億5,695万円に、2項医業外収益3億6,405万2,000円を4億8,405万2,000円に改めるものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額では、収入の1款資本的収入1億452万1,000円を1億556万5,000円に、1項一般会計出資金8,817万1,000円を8,784万円に、2項国保会計繰入金275万円を412万5,000円に改め、次のページに移りまして、支出の1款資本的支出1億2,977万3,000円を1億3,048万8,000円に、1項建設改良費2,491万2,000円を2,562万7,000円に改めるものです。

第5条、他会計からの補助金では、一般会計から補助を受ける金額3億4,000万円を4億6,000万円に改めるものです。

次に、予算説明書に基づきご説明いたしますので、4ページをお開き願います。上段の表、収益的収入では、1款2項2目他会計負担金について企業債の借入額確定に伴い企業債利子負担金に4万9,000円を追加、不採算地区病院運営負担金では1億1,995万1,000円を追加、合計で1億2,000万円を追加し、4億6,000万円とするものでございます。今年度は、昨年度と比較して外来患者や入院患者が増加しており、医業収益も増加したところですが、給与改定や期末、勤勉手当の見直しに伴う給与費の増加に加えまして業務管理委託料などの費用も増加したことから、他会計負担金を前年度よりも4,000万円増の4億6,000万円とするもので、この他会計負担金を入れても不足する当年度の純損失額は7,228万1,000円となる見込みでございます。

次に、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。最下段の表の支出でございますが、1款1項1目有形固定資産購入費について機械備品の購入費として71万5,000円を追加するもので、DPC作成用PCにつきましては、入院の診療報酬請求に当たり必要となる退院患者データの国への提出システムが変更されるため、既存のパソコンではこの変更に対応できないといったところから更新するものです。電子カルテ用プリンターにつきましては、保守期間が終了している部品調達ができなくなったプリンターが印刷不良を起こしていることから機器を更新するものです。

続いて、中段の表の収入についてご説明いたします。資本的収入、1款1項1目一般会

計出資金では、機械備品購入額確定により 2 節医療機器購入事業出資金を33万1,000円減額、2 項 1 目国保会計繰入金につきましては透析装置などの更新に伴う道の特別調整交付金繰入額が確定したことから137万5,000円を追加するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第 5 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第 6 号「令和 8 年度士幌町一般会計予算」、日程第14、議案第 7 号「令和 8 年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第15、議案第 8 号「令和 8 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算」、日程第16、議案第 9 号「令和 8 年度士幌町介護保険事業特別会計予算」、日程第17、議案第10号「令和 8 年度士幌町介護サービス事業特別会計予算」、日程第18、議案第11号「令和 8 年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算」、日程第19、議案第12号「令和 8 年度士幌町簡易水道事業会計予算」、日程第20、議案第13号「令和 8 年度士幌町下水道事業会計予算」、以上 8 件を一括議題といたします。

お諮りします。ただいま議題としている議案第 6 号から議案第13号までの各会計予算審査については、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託して審議したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

したがって、令和 8 年度各会計予算審査は、予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託して審査することに決定しました。

なお、特別委員会は、士幌町議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長が招集します。本日本会議散会后、委員会室において予算審査特別委員会を招集しますので、委員長、副委員長の互選を行ってください。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次回は、16日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

(散会 午前10時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員